インターネット販売代行サービス

「楽天くるま市場 by Aucnet」

参加規約

Ver2.0対応

参加会員様は必ずお読み下さい

2006 年 8 月 29 日現在

第1章　基本事項

（名　　称）　第 1 条
本件は「在庫車輌インターネット販売手続代行サービス」と称する。（以下、「本サービス」という）

（目　　的）　第 2 条
本サービスは次の事項を提供することを目的とする。
①中古自動車のインターネットオークションへの出品代行サービス。
②落札者との売買契約及び代金回収業務の代行サービス。（以下、①、②を合わせて「出品代行サービス」という）
③前項①により発生する落札後諸業務の受託サービス。（以下、「付帯業務代行サービス」という）

（運営主体）　第 3 条
本サービスは株式会社オークネット（以下、「当社」という）が運営を行うものとする。

（会員の資格）　第 4 条
本サービスは、当社会員の小売支援を目的とするものであるため、参加にあたっては以下の条件を満たしていなければならない。
① 「衛星通信テレビオートオークション参加基本契約書」を締結していること。
② 「オートバンクシステム参加基本契約書」を締結していること。
但し、当社が特別に認めた場合はその限りではない。

（ローン利用契約）　第 5 条
落札者がオリコローンを利用する際には、出品店は株式会社オリエントコーポレーションが別途定めるくるま市場専用の利用契約書を締結しなければならない。但し、ユーザーが楽天ＫＣローン利用の場合は別途契約の必要はない。

（取引方法）　第 6 条
① 当社の運営する、共有在庫市場に登録した車輌情報ならびにＴＶＡＡへ出品、後商談対象となった車輌情報のうち、会員の任意の車輌を任意の価格で、当社または当社提携先が運営するインターネットサイト上の入札オークション市場へ出品、販売すること。但し当社からの事前通知により、入札オークション以外の取引の方法を用いることがある。
② 前項により落札、販売された車輌に関する落札者（以下、「落札者」という）への代金回収業務、ならびに登録･整備･納車･アフターサービスに関する付帯業務を当社および当社指定の代行業者が受託して行うこと。但し、会員が希望し、かつ落札者が承諾した場合、前述の委託業務を自ら行なうことができる。

（出品期間）　第 7 条
本サービスで提供する出品代行サービスの出品、開催期間については参加マニュアル及び諸則に定める通りとする。
当社は、事前通知によりサービスの休止、または開催日時を延長または短縮することがある。

（任意停止）　第 8 条
会員は当社に事前に申し出ることにより、任意に本サービスを停止することができる。

（禁止行為）

第 9 条

会員は、次の行為をしてはならない。

① 会員、落札者双方の談合によって出品中または落札後に取引を行うこと。

② 法的問題車及びその疑いのある車を出品すること。

③ その他本サービスの定める諸規約、諸規定で定める条項に違反すること。

（参加制限）

第 10 条

下記の各号の1つに該当する場合、当社は、その会員の参加を制限することができる。

① 前条に規定する行為。

② 落札車輌が本サービス以外の販路にて既に販売され、落札者に対し販売することができない状況が続き、当社による改善勧告に従わないとき。

③ 落札車輌の内外装及び機関機構に関する品質が、一般通念上、小売車輌として販売している状態から著しく異なると認められる状況が続き、当社による改善勧告に従わないとき。

④ 当該会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。

（品位の保持）

第 11 条

会員は社会道徳を重んじ、会員にふさわしい行状の保持に努めなければならない。

（サービスの停止）

第 12 条

当社は、会員が下記の各号に違反した場合、サービスの停止ができるものとする。

①当社が定めた規定等に違反した場合。

②本サービスの正常な運営を損なう会員の行為に対し、当社の指導、勧告にその会員が従わない場合。

なお、会員が商品代金等の支払を怠ったとき、自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、オークネット会員としての資格を失ったとき、当社参加基本契約書の義務に違反しその違反が契約の重大な違反になるとき、のいずれかに該当したときは、当社からの請求又は通知により会員は期限の利益を失い、当社は本サービスを停止することができる。また当社は本サービスの停止がなされた場合、停止に伴う損害賠償その他財産上及び非財産上のいかなる要求もできる。

（クレーム及びトラブルの処理）

第 13 条

①取引成立後に品質及び仕様について、不良または誤表示の事実が判明した場合、本規定に基づいて当社が会員、落札者双方の調停処理、または裁定を行う。

②前項①以外のトラブルについても、当社が調停処理または裁定を行う。

③裁定の結果については、会員はこれに従わなくてはならない。

（サービスの運営）

第 14 条

当サービスの運営については、この規約のほか、別途定める諸則、参加マニュアルに基づきとりおこなわれる。

（運営上の免責）

第 15 条

当サービスはインターネット網によるシステムの為、以下の場合は免責として損害賠償の対象とはしない。

インターネットの障害により正常な売買及び情報の受配信が行われなかったとき。

（規約の改定）

第 16 条

諸般の情勢の変化により、この規約の改定を当社が必要と認めた場合、随時任意に改定し、会員に通知する。

2006 年 8 月 29 日現在

(損害遅延金)	第 17 条 会員が負担する債務の支払を怠ったときは、日歩5銭の割合によって損害遅延金を支払うものとする。

2006 年 8 月 29 日現在

第2章　出品代行サービス

（目　的）

第 18 条

本章は、良好な品質の提供及び取引の円滑な運営を図ることにより、会員の小売支援ならびに業界の発展に寄与することを目的とする。

（出　品）

第 19 条

会員は、次の条件を充たさなければ出品することができない。

①第4条及び第5条の項目を完了すること。

②クレーム等の問題が起きた場合は、建設的かつ円満解決に協力し、当社が調停した場合は、裁定した結果に従える者であること。

（成約日の定義）

第 20 条

当サービスにおける成約日の定義は以下の通りとする。

①成約

落札者が落札し、別途定める購入手付金の決済が確認された時点。なお手付金の決済期限は諸則に定める通りとする。

但し、落札者が車両代金の支払いにローンを用いる場合は、利用する金融機関又は信販会社のローン審査が可決された時点で成約とする。

②仮成約

落札後、決済が確認されるまでの期間は仮成約期間とし、この期間内に決済がなされない場合は正式な成約とみなさない。但し会員の希望があればこの仮成約期間を延長することができる。

③成約後のキャンセル

成約後のキャンセルについては、第52条に定める規定に基づき処理する。

（起算日）

第 21 条

① 当サービスにおける起算日は、第20条①を当社が確認し、かつ会員に通知した日とし、各規定に定める期日･期限については、起算日を含めるものとする。

② 第1章から第7章の各項の定める受付期限は、特別な定めのない限り受付最終日の受付営業時間内とする。

（会員の検査･点検及び問合せ対応義務）

第 22 条

会員は、車輌の出品に際して落札者の立場に立ち、次の義務を負う。

① 第4章の検査をふまえた上で、出品検査･点検を実行すること。

② 検査･点検に基づき、品質･瑕疵･仕様等の結果を誠実に申告すること。

③ 車輌詳細内容について、落札希望者より当社経由で問合せがあった場合、問合せ内容について誠実に返答、また必要に応じて商品状態の撮影等を行うこと。

④ 結果については責任のすべてを負い、クレーム等トラブルが生じた時は、その処理に責任を持つこと。

（出品手続）

第 23 条

出品の手続は、次の手順にて行う。

① 当社より送付された、出品店別出品車確認表に基づき、対象車輌を確認する。

② 対象車輌のうち、出品を希望しないものについて確認表にその旨記入する。

③ 出品価格について、別途参加マニュアル及び諸則に定める初期設定価格から変更する場合は、変更価格を確認表に記入する。

④ 当社が別途定める時間までに当社の指定する送付先へ確認表を返送する。

2006 年 8 月 29 日現在

（出品制限）

第 24 条

当サービスは、インターネット上の情報で販売が完結する内容のため、出品車輌を評価点により制限、もしくは出品方法・コーナー等を変更することがある。内容については、参加マニュアル及び諸則に定める。

（出品期間中の価格変更・取消）

第 25 条

会員は当サービスにより出品した車輌について、期間中に入札がない場合、当社に申し出、当社が認めた場合、設定価格を変更することができる。また、当社は出品期間中の入札状況に応じて、会員の同意を得た上で申告した売り尽くし価格を変更することがある。

なお、出品車輌内容に明らかな相違が認められた場合、当社判断で出品取消を行なうことがある。

（会員の参加確認義務）

第 26 条

会員は、次のことを順守しなければならない。

① 会員は、出品店別出品車確認表と出品車輌の内容を、必ず確認しなければならない。万一、売り尽くし価格の変更、出品取消及び出品店別出品車一覧表の内容に相違等があった場合は、即時に通知しなければならない。

② 出品車輌の売りつくし価格が相場等と比較して著しく乖離している等の理由により当社が妥当と認めないときは、当社の行う制限及び指導に従うこと。

（会員の車輌代金等の決済）

第 27 条

会員に対する決済は、次の通りとする。但し、会員が自ら落札後の委託業務を行なう場合においては車輌代金等の回収を落札者より直接行なうため、この限りではない。

① 起算日の翌日以降、直近のオークション計算書にて成約代金を支払う。

② 出品料、成約料、その他費用及びクレーム負担金は、成約代金と相殺して決済する。

③ 第6章に定める基準により、落札者より残金の入金がなされない場合、及び落札者より解約の申し出を受け、当社がこれを認めた場合、規定のキャンセル料を当社が支払う代わりに、成約代金を返金しなければならない。

（落札者の車輌代金等の決済）

第 28 条

落札者との決済は、当社が落札者と調整の上行う。但し、会員が自ら落札後の委託業務を行なう場合においては、車輌代の一部として充当される申込金を除き、会員が直接行なうものとする。

2006 年 8 月 29 日現在

第3章　付帯業務代行サービス

（目　的）

第 29 条

本章は、出品した車輌の落札後諸業務に関して、良好な品質の提供及び取引の円滑な運営を図ることを目的とする。

（利用条件）

第 30 条

会員は、落札者へのサービス品質統一の観点から、付帯業務を自ら行う際には以下の事項を遵守しなければならない。

クレーム等の問題が起きた場合は、建設的かつ円満解決に協力し、当社が調停した場合は、裁定した結果に従える者であること。

（利用選択）

第 31 条

会員は本サービスを通じ自社の在庫車輌を販売し、かつ落札者が同意した場合に、付帯業務サービスを自ら行うことができる。

（業務内容）

第 32 条

会員が自ら行う場合の付帯業務サービス内容は以下の通りとする。なお、以下個別業務毎に委託する、しないを選択することはできないものとする。

① 落札者への販売代金の回収業務
② 落札者の車庫証明取得、名義変更登録等の登録関係業務
③ 落札車輌の納車整備業務及び保証業務
④ 落札車輌の輸送･納車業務

（業務実施にあたっての諸則）

第 33 条

会員が自ら前条の付帯業務サービスを行なう場合は、当社が別途参加マニュアル及び諸則に定める事項に基づき行なわなければならない。

（料　金）

第 34 条

会員が前条で規定する付帯業務サービスを自ら行なう場合について、以下事項を遵守しなければならない。

① 手続代行費用等で設定される各価格ならびにオートローン設定金利については、当社が運営するインターネットサイト上で設定された価格および金利と同一もしくは下回るものでなければならない。なお設定価格については、別途参加マニュアル及び諸則に定める。
② 預かり法定費用についてはシステム運営上、みなし価格を設定、契約締結しているため、最終的に差額が生じた場合は、その額を落札者に知らせると共に精算を行なわなければならない。

（委託時の遵守事項）

第 35 条

会員が付帯業務サービスを自ら行なわず、当社に委託する場合においては、次条第36条から第42条までの事項を遵守するものとする。

(販売車輌の書類)	第 36 条 会員が落札後の付帯業務を当社に委託した場合において、販売車輌の譲渡書類に関しては、円滑な移転登録ができるよう、次の事項を遵守しなければならない。
送付期限	① 会員は、譲渡書類及び自賠責保険(車検付の場合)を起算日より8日以内に当社へ送付すること。なお、譲渡書類が当社に午前中到着したものを当日到着扱いとし、午後に到着したものは翌日到着扱いとする。
自動車損害賠償責任保険	② 当社より自賠責保険承認請求書の請求があった場合は、原則応ずることとするが、当社で会員の取得が不可能と判断した場合は、その限りではない。 会員は自賠責保険の契約者の使用の本拠地が沖縄県、又は離島の場合で権利譲渡される契約者に保険料の差額が発生した場合、その差額を当社へ支払うものとする。但し出品データに記載されている場合はこの限りでない。
有効期限	③ 譲渡書類の印鑑証明･委任状等は、有効期限が起算日より45日以上あるものでなければならない。
謄本渡し	④ 車検残存期間が、オークション開催月より翌月以内のものは、原則として謄本渡しとする。
提出遅延	⑤ 会員が譲渡書類の提出を遅延した時は、状況に応じて第37条に基づき、売買契約の解除及び違約金の責任を負うこととなる。
移転登録期限	⑥ 当社は売買成立日より45日以内に移転登録の手続を完了する。但し、書類の有効期限が45日より短い場合は書類の有効期限内に移転登録をする。
移転登録通知義務	⑦ 当社は、移転登録を完了した場合には、直ちに移転登録完了の証明を添付の上、所定の用紙で会員に通知する。
差し替え	⑧ 当社が譲渡書類を紛失、あるいはその効力を失効させた場合、再交付、差替えを依頼するものとし、会員は依頼に協力するものとする。
自社名義条件	⑨ 倒産及びダブル移転や未成年所有、死亡相続移転等、地域により取扱が違う譲渡書類は、原則自社名義にして出品するものとする。

2006 年 8 月 29 日現在

(移転登録に関する罰則)

第 37 条

会員が落札後の付帯業務を当社に委託した場合において、会員が移転登録に必要な書類の引渡しを遅延した際には①に定めるとおり、当社が名義変更を遅延した際は②に定める通り、当社が成約車輌について引き渡された譲渡書類を紛失及び失効させた際には、③・④に定めるとおり、当社が移転登録完了前に交通違反等による迷惑をかけた際には⑤に定めるとおり、下記の違約金を支払うものとする。

① 移転登録書類引渡し遅延ペナルティ

起算日より9日以上16日未満の到着の場合　　金10,000円
〃　16日以上23日未満の　〃　　金30,000円
〃　23日以上　　金100,000円

※23日以上の遅延があった場合、当社意向により売買契約を解除できる。
金100,000円(車輌代500万円以上は金200,000円)及び当該車輌の全手数料・輸送代。

注1)遅延日数の算出は、当社到着日より計算する。又、年末直前、夏季休暇直前等に開催するオークションの場合、当社の公示により遅延日数の算出を一部延長することがある。
注2)成約車輌の書類遅延が、輸送前に出品店からの申告により、23日を越えると予想され契約解除が行なわれた場合のペナルティは、運営規定、第6章52条7項(当日契約の解除)④と同様とする。

② 名義変更遅延ペナルティ

第36条⑤移転登録期限を経過して名義変更した場合、当社は名義変更ペナルティを出品店に支払う。
移転登録期限を過ぎて名義変更した場合　　金10,000円
以後、7日毎に金10,000円を加算する。但し、軽自動車は起算日より46日以降遅延日数に関係なく、一律金10,000円のペナルティーとする。
尚、落札者のやむを得ない事情(火災・盗難・天災・倒産等)による場合はこの限りでない。

③ 譲渡書類差替えペナルティ

・再取得費用　　実費
・差替ペナルティ
印鑑証明を含む譲渡書類の差替金　　金50,000円
その他の譲渡書類の差替金　　金30,000円

④ 自動車検査証及び抹消登録証明書の再交付ペナルティ

・書類再交付ペナルティ　　金30,000円＋実費(再交付費用)
注)自動車損害賠償責任保険の再交付はできない。

⑤ 当社は、移転登録完了前に車輌運行による交通違反等の迷惑が出品店に及んだ場合、ペナルティとして、金30,000円を出品店に支払う。

⑥ 自動車税の未納により、落札車の継続車検等の手続きに影響が起きた場合、会員は当社が指定した期日までに納税を行ない、当社に対し、ペナルティ金30,000円を支払わなければならない。

(商品受入検収)

第 38 条

会員が落札後の付帯業務を当社に委託した場合において、当社または当社が指定した業務受託業者が、車輌受入検収を行ない、落札車輌受領後速やかに落札車輌とその出品表記載内容を確認し、車輌瑕疵及び納車整備時の機関機構の不具合等問題があった場合は、第6章に定める基準に則り処理する。

2006 年 8 月 29 日現在

(商品車輌の輸送の手続)

第 39 条

会員が落札後の輸送業務を当社に委託する場合においては、当社がその責任を負う代わりに下記事項により、手続きしなければならない。

① 会員は成約した車輌を当該オークションの成約翌日以降いつでも引き渡しに応じなければならない。尚、成約当日の引き取りについては、会員にて当日引き渡しが可能な場合に限る。

② 車輌の輸送については、当社指定の業務代行受託輸送業者による自動輸送手続きを用いるものとし、他の輸送業者の手続き又は落札者による直接引き取りは、当社が認めた場合を除き一切行うことができないものとする。

③ 会員は、通常輸送業務に支障が予想される車輌引き渡しの際に、予め指定輸送業者に案内すること。

④ 会員は、成約車の引き渡しに立ち会い、車輌状態確認書のチェック及び押印を行い、指定輸送業者より預り証を受け取らなければならない。

⑤ 成約車の受領については、当社または当社が指定する業務代行受託整備業者が立ち会い、車輌状態確認書のチェック及び押印を行う。

なお、当サービスで成約した車輌の輸送費等は、落札者の負担とする。

(輸送業者の指定)

第 40 条

会員が落札後の輸送業務を当社に委託する場合においては、輸送業者は当社の指定業者のみとする。

(落札者自身による引取)

第 41 条

第39条の手続きによらず、当社が特別に認めた場合、落札者自身で落札車を引き取ることがある。クレームが発生した場合、当社の裁定に基づき適切な対応を行なう。

(損害賠償)

第 42 条

輸送中の車輌についての事故損傷等について、当社は一切の責任を負わない。

2006 年 8 月 29 日現在

第4章　検査

（目　的）　第 43 条

公正で妥当な品質チェック及び修復歴車･粗悪車等の流通制限を行なうことで、中古車流通の健全な発展を目指すために本章を定める。

（流通制限基準）　第 44 条

1．出品車輌の制限基準については、TVオークション参加規約及びオートバンクシステム参加規約に準ずる。

2．当サービスは、エンドユーザーその他にインターネットを介して直接車輌を販売する方式のため、前項で定めた基準に加え、独自の出品制限基準を設けることがある。その場合の基準については参加マニュアル及び諸則に定める。

（評価基準）　第 45 条

当サービスに出品する車輌は、オークネット方式による評価基準に則り、検査員資格者が評価点を付与する。又、当社の判定は何人とも訂正できない。なお、当サービスにおいては、エンドユーザーの利便性を考慮し、サイト上においてTVオークション参加規約ならびにオートバンクシステム参加規約に定める評価点を、当社が別途定めた表現に読替える場合がある。

2006 年 8 月 29 日現在

第5章　自動車税

（目　的）

第 46 条

本章は当サービスで取引された商品で発生する自動車税の負担を定義することを目的とする。

（自動車税）

第 47 条

車検残存期間がある車輌に対しては、以下方法にて自動車税を処理する。

① 成約車輌が東京都管轄ナンバー車輌の場合は、当該月の自動車税未経過相当額をオークション計算書にて支払う。但し、落札者の登録が東京都管轄ナンバー以外であった場合、出品店は当社の還付処理に応ずるものとする。

② 成約車輌が東京都以外の管轄ナンバー車輌の場合は、名義変更後の税還付をもって支払終了とみなす。但し、落札者の登録が東京都管轄ナンバーであった場合、当該月の自動車税未経過相当額をオークション計算書にて支払う。

但し、出品店が自ら付帯業務を行なう場合は、別途定める参加マニュアル及び諸則にて自動車税を処理する。

（軽自動車）

第 48 条

① 軽自動車に関して当社は年度末3月商談で、当社が指定する分に関して1年分の自動車税相当額を会員に支払うものとする。

② 軽自動車の税止めは当社にて行なうこととする。但し、登録業務を出品店自らが行なう場合は出品店が行なう。

第6章　審査

（目　的）

第 49 条

本章は、当サービスにおいて発生する問題について、これを建設的に解決し、売買当事者双方が理解と協力を持ってこれにあたることを目的とする。

（適用範囲）

第 50 条

本章の規定は、落札後の付帯業務を自社で行なう場合についても適用される。

（起算日）

第 51 条

本章で規定する起算日は、自らが落札後の付帯業務を行なう場合は第21条で規定される通り、当社へ委託する場合は第38条で定める当社または当社代行業者の拠点で受入検収を行なった日とする。

（契約の解除及び売買代金の減額）

第 52 条

落札車輌について、苦情申立等が発生したときは、消費者保護の観点から、次の基準を適用する。

重大瑕疵

1．落札車輌がメーター巻き戻し車（交換含む）・接合車・冠水車・消火器粉末剤散布歴車、エンジン及びシフト乗せ換え車である場合、当社は当該起算日より、各号に定める期間内に限り契約の解除が出来る。

①メーター巻き戻し車（交換含む）・接合車である場合、無期限。
②冠水車・消火器粉末散布歴車である場合、3ヶ月以内。
③エンジン及びシフト乗せ換え車である場合、1ヶ月以内。
④メーター交換車である場合、6ヵ月、但し合算距離が変わらない場合、1ヶ月以内。

本条項により、契約が解除された場合、会員は落札者の被った損害のうち、当社が認めた損害を賠償しなければならない。

重要瑕疵

2．以下の事項があった場合、当社は会員の故意・過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限り契約の解除又は売買代金減額の請求ができる。

①落札車輌が修復歴車であるとき。（起算日より10日以内）
②出品車明細にある保証期間内の保証書が欠品、及び記録の整備記録紙が2枚以上、又は、車検時の記録が全て欠品のとき。（起算日より12日以内）
③落札車輌が、年式・グレード・型式・排気量・車歴・モデル・並行輸入車に相違があるとき。又、登録遅れ・前期の申告漏れの場合。（譲渡書類が当社に到着した日より10日以内、但し、スキップ利用及び代金入金遅延が5日を越えた場合、起算日より20日以内）

通常瑕疵

3．以下の事項があった場合、当社は会員の故意・過失の有無を問わず、当社が指定する整備工場で納車前点検を実施した翌日までに限り、契約の解除又は売買代金減額の請求ができる。

①出品車明細と落札車輌の品質がエンドユーザーとの取引通念から判断して著しく相違しているとき。
②落札車輌の装備と出品車明細のシフト・エアコン・パワステ・パワーウィンドウ・サンルーフ・革シート等当社が重要と認める装備が相違しているとき。
③内外装以外の機関・機構が出品車明細とエンドユーザーとの取引通念から判断して著しく相違しているとき。

4．以下の事項があった場合、当社は会員の故意・過失の有無を問わず、各号の定める期

2006 年 8 月 29 日現在

間内に限りは売買代金減額の請求ができる。
①出品車明細と落札車輌の品質の相違があり免責範囲を超えているとき。(起算日より6日以内)
②内外装以外で機関・機構の出品車明細との相違があり免責範囲を超えているとき。(起算日より6日以内)
③出品車明細にある取扱説明書・手帳・同条第2項②の定義以外の保証書・記録が欠品のとき。(起算日より12日以内)
④装備の付属品(ﾘﾓｺﾝ・ﾏｶﾞｼﾞﾝ・ﾅﾋﾞﾛﾑ等)及び出品車明細に記載のあるスペアキー・セキュリティコードキー等が欠品のとき。(起算日より12日以内)

法的問題車

5．落札車輌に、以下の事由があった場合、当社は会員の故意過失の有無を問わず、各号の定める期間内に限り契約の解除ができる。
①落札車輌が盗難車(海外盗難を含む)である場合。(無期限)
②落札車輌が書類等の偽造により流通している事実が判明したとき。(無期限)
③車輌の所有権を出品店以外の第三者が有しており、落札者が落札車輌の所有権を取得できなかったとき。(無期限)
④落札車輌に関し仮処分があったとき。(無期限)
⑤その他、落札車輌が法的問題車である場合。(無期限)

本条項により契約が解除された場合、会員は落札者の被った損害のうち、当社が認めた損害を賠償しなければならない。

6．本条第1項、第2項、第3項並びに5項に定める契約の解除となった場合、車輌代金、ペナルティ金額及び諸費用等の返還については、当社が会員に替わって落札者に立て替え払いし、会員が当社に対し、当社が立て替えた金額を支払うものとする。
①会員は当該車輌の返還を受けていないことをもって、当社への支払いを拒むことはできない。

契約の解除

7．会員及び落札者及び当社は、やむを得ない場合のある場合、以下に定めるキャンセル料、手数料を支払うことにより、売買契約を解除することができる。

＜落札者および当社からの申し出＞

①インターネットサイトに掲載された車輌情報と、落札車輌が、本章もしくはサイト上に掲示する利用規約に定める基準と著しく相違していると認められた場合。但し相違については、当社の指定する業務受託業者の車輌検収に基づく報告もしくは落札者の車輌確認に基づき当社が判断する。
この場合別途定めるクレーム対応基準に則り処理する。

②落札車輌に瑕疵担保責任による法定解除事由が認められる場合。
この場合別途定めるクレーム対応基準に則り処理する。

③第20条で定める成約日以降、納車されるまでの間に、落札者から契約解除の申し出があった場合。
キャンセル料　金50,000円　(車輌代金500万円以上　金100,000円)

＜会員＞

④成約後に会員から当社に、契約解除の申し出があった場合、
キャンセル料　金100,000円　(車輌代金500万円以上　金200,000円)

以上において、当社が落札者又は会員より解約の申し出を電話にて受けてこれを受理し相手方に通知する。 万一、相手方が不在等により連絡がつかない場合、当社からその旨をFAXにより通知し、契約の解除とする。

（免　　責）

第　53　条

落札車輌について、次の項目に該当する事由が存在する場合は、前条にかかわらず免責として契約の解除、売買代金減額及び損害賠償の対象とはしない。但し、当社が免責不相当と認めたものについては、この限りではない。

①出品車明細と内外装の相違が小売取引通念から判断して売買代金減額相当とはいえないとき。
②出品車明細と相違している装備及び機関･機構等の交換部品、欠品及び損傷が、2万円程度の場合。（輸入車3万程度）
③メーカー保証で対応可能な場合の修理代およびその諸費用。
④クレーム期間を経過したクレーム申請。
⑤クレーム受付後、1台の車輌で2度目以降のクレーム申請。
⑥クレーム申請中に出品店の了解を得ないで加修･修理した費用。
⑦クレーム調停中に主催者への連絡なしに転売･小売り･オークションへの出品を行った場合。
⑧転売後及び他オークションでのセリ後のクレーム申請。
⑨落札価格が20万円以下の車輌。
⑩第42条の規定に該当する場合。

（仲　　裁）

第　54　条

①契約の解除又は車輌代金減額請求について、当社は公正･中立の立場で仲裁の裁定を為すものとする。
②当社の裁定の結果については、会員は従わなければならない。
③仲裁に要した費用は、クレーム等が事実であった場合は会員負担とし、事実でない場合は当社もしくは落札者負担とする。
④出品店は、裁定の結果に対して従わない場合、本規定第12条により参加制限がされても、異議の申立をしないものとする。

（業界団体指導）

第　55　条

業界団体NAKの指導に従い、走行距離異常に該当した車輌については、売買に関わらず、当社指定の調査回答いかんにより制裁金が発生する場合がある。

2006年8月29日現在

第7章　手数料

(手 数 料)

第 56 条

手数料の種類及び性質は、次の通りとする。なお、金額については別途参加マニュアル及び諸則に定める。

① (出品手数料)

会員は、出品車輌の数量に応じて出品手数料を支払わなければならない。

② (成約手数料)

会員は、出品車輌が成約した場合は、成約ごとに成約手数料を支払わなければならない。

③ (特別手数料)

特別に定めた方法でオークションに参加する場合は、特別手数料を支払わなければならない。

④ (その他手数料)

会員は、その他諸手続において、当社の定める手数料を支払わなけれればならない。

(決　済)

第 57 条

第52条第1号から5号の各号の規定により売買契約が解除される場合は、出品店より受領済みの売買手数料は返還しない。

(規定の改訂)

第 58 条

手数料規定の改訂を当社が必要と認めた場合、随時任意に改訂し会員に通知する。

2006 年 8 月 29 日現在

諸　　則

この諸則は、在庫車輌インターネット販売手続代行サービス参加規約の細則及び補足をご案内するものです。但し、内容につきましては、随時変更する場合があります。その場合は、事前に当社にて告知いたします。

目　　次

1. **出品期間について**
2. **手付金の決済期限**
3. **出品車輌初期設定価格について**
4. **「メインキー」「スペアキー」「セキュリティコードキー」「セキュリティカード」等について**
5. **クレーム対応基準について**
6. **手数料について**

2006 年 8 月 29 日現在

1．出品期間について

出品期間

当サービスで提供する出品代行サービスについては以下の通りとします。
1．共有在庫
　別途、参加マニュアルに定める。
2．TVAA商談在庫
　別途、参加マニュアルに定める。

2．手付金の決済期限

決済期限

第20条①成約で規定される購入手付金の決済期限は、インターネットサイト上で落札された後、24時間以内となります。
従い、購入手付金の決済が確認されるまでの間は、②仮成約で規定する通り、仮成約期間となり、正式成約とみなしません。

3．出品車輌初期設定価格について

初期設定価格

対象車輌の出品確認表に掲載されている初期設定価格は以下の通りとなります。なお、この設定価格は何ら強制されるものでなく、出品前日の一覧FAX送信から出品期間中であっても、落札希望ユーザーの入札がない状態であれば、会員が任意で再設定できる。

① 共有在庫
　スタート価格、最低落札価格、一撃落札価格の初期設定については、別途、参加マニュアルに定める。

② TVAA 商談在庫
　スタート価格、最低落札価格、一撃落札価格の初期設定については、別途、参加マニュアルに定める。

4．「メインキー」「スペアキー」「セキュリティコードキー」「セキュリティカード」等について

「メインキー」「スペアキー」「セキュリティカード」「セキュリティコードキー」

メインキー（イモビ内蔵タイプ含む）、スペアキー、セキュリティーコードが記載されているカード、及びセキュリティを解除するために必要なコードキーの有無については事前に必ず確認願います。 確認無き場合のクレームについてはクレーム対象外となります。

2006 年 8 月 29 日現在

5．クレーム対応基準について

(出品店の参加確認義務)

「画面に明記された内容」については、当社のデータ変換ミス等が明らかな場合を除き、出品店がすべて最終責任を負って頂きます。万一、検査員の代行記入や登録車輌の入力事故等があっても、その内容についての確認責任は出品店になりますので、記載漏れ等がないか事前に最終確認をお願いします。クレームが発生した場合、下記の要領にて処理させて頂きます。

(契約解除対応)

1．契約解除を伴う重要事項クレーム

クレームの内容	クレームの期間	クレームの対応基準
盗難車･書類偽造等法的問題のある車(海外盗難車含む)	無制限	●ペナルティー10万円 ●落札者もしくは業務委託代行業者拠点までの往復輸送費 ●売買手数料相当額 ●車輌加修費 ●転売後の実費(販売利益は除外)
メーター改ざん車(メーター交換含む)	成約日より6ヶ月以内	
メーター交換(記録有り)	成約日より6ヶ月以内	●ペナルティー5万円 ●落札者もしくは業務委託代行業者拠点までの往復輸送費 ●売買手数料相当額 ●車輌加修費 ●転売後の実費(販売利益は除外)
接合車	成約日より6ヶ月以内	
冠水車･風害車 消火器粉末剤散布車	成約日より3ヶ月以内	
エンジン･シフト乗せ替え	成約日より1ヶ月以内	●落札者もしくは業務委託代行業者拠点までの往復輸送費 ●売買手数料相当額 ●車輌加修費(外装･内装･機関･機構の修理費用のみ主催者判断で適用)
ひょう害車 修復歴車	成約日より10日以内	
年式･グレード･型式 排気量･車歴 登録遅れ等	譲渡書類到着後10日以内、但しスキップ利用の場合、成約日より20日以内。	
シフト･AC･PS･PW SR･カワS等の装備	成約日より6日以内	

※その他、当社において重要事項クレームと判断した場合、「契約の解除」の裁定をする時がある。

※「陸送前キャンセルペナルティについて」
成約車輌について車輌明細の内容相違が輸送前に判明し、当社判断で契約解除となる場合、クレーム内容を問わず出品店が一律ペナルティ2万円を負担します。

※「自社引取車輌キャンセル時の出品店陸送費負担について」
- **落札者もしくは業務代行委託業者が直接出品店へ引取りに行き、その場でクレームとしてキャンセルになった場合は片道陸送費相当額を出品店が負担します。**
- **落札者もしくは業務代行委託業者の拠点到着後、クレームとなりキャンセルになった場合は往復陸送費相当額を出品店が負担します。(オークネット指定陸送業者の陸送料金に準じます)**

(内装･外装)

3．内装･外装について
登録車明細と購入車輌との品質が著しく相違する場合は、成約日より6日以内に限り登録車明細を考慮の上、当社の裁定に基づき対応させて頂きます。

2006年8月29日現在

(機関・機構)	4．機関・機構について 車輌運行及び作動に支障がある場合や、登録車一覧表(画面表示含む)に表示があっても購入車輌の品質が著しく相違する場合は、売買成立日より6日以内に限り年式・走行・車輌の特性を考慮の上、当社の裁定に基づき対応させて頂きます。
(付属品・装備品)	5．付属品・装備品の欠品について 標準装備のリモコン、トノ(幌)カバー、ナビROM等の欠品は、初度登録より3年未満についてクレームの対象となります。対応については現物支給、又は実費相当の減額となります。 初度登録より3年以上経過した車輌の標準装備の付属品については、免責額に応じて対応します。 ※メインキー、スペアキーやセキュリティを解除する為のキーについては、出品前に有無をご確認下さい。確認無き場合は、クレーム対象外となります。
(クレーム期間延長)	6．クレーム期間延長について 年末年始等で休催があった場合は、別途定め通知いたします。 「重要瑕疵」の第2項②及び「通常瑕疵」の第4項③については取引起算日より12日以内とし、「重要瑕疵」の第2項③については譲渡書類が購入店に到着した日より10日以内とする。(スキップ利用及び代金入金遅延が5日を越えた場合、取引起算日より20日以内)とします。
(現物送付対応)	7．現物送付(部品対応)については、クレーム解決日より7日以内に発送することとします。 (送料登録店負担) 尚、7日以内に発送なき場合、実費相当の減額となります。

6．手数料について

(成約手数料)	出品代行サービスにより落札された車輌の成約手数料は以下の通りとなります。 成約手数料　金50,000円
(付帯業務手数料)	付帯業務を自社で行なう際の各種手数料は以下の通りとなります。 名義変更代行手数料　金28,000円(税込29,400円) 車庫証明代行手数料　金19,000円(税込19,950円) 車検点検・納車前費用　インターネットサイト記載の通り 陸送費用　インターネットサイト記載の通り オートローン適用金利　インターネットサイト記載の通り その他費用　インターネットサイト記載の通り

7．出品制限について

(出品対象車輌)	通常出品対象車輌は以下の通りとなります。 ・外装評価C以上かつ内装評価C以上 ・評価点0点車以外 ・小売設定金額が1,000万円以内 なお、イベント等につきましては上記制限を外す場合があります。

2006年8月29日現在

8．オートローン利用時の特別措置について

(キャンセル料免除)	落札者が車両代金の支払いにオートローンを利用する場合、第20条の定めに従い成約しても、ローン会社の審査によってオートローン契約が締結できない場合、第52条7に定めるキャンセル料は免除させて頂きます。 但し、当社は、落札者がオートローンを利用する場合はあらかじめその旨を出品店に連絡いたします。

2006年8月29日現在